

# 規制の事後評価書

法令の名称：卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（卸売市場法）

規制の名称：卸売市場の開設及び卸売市場における取引に関する規制

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課

評価実施時期：令和8年3月

## 1 事後評価結果の概要

### <規制の内容>

○許認可制から認定制への見直し

卸売市場に関して、生鮮食料品等の公正な取引の場として、国が方針を提示。

公正・透明を旨とする①から⑥の共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える、高い公共性を有する卸売市場を国又は都道府県が認定、公表、指導・検査監督。

一定水準以上の規模を有する卸売市場は「中央卸売市場」として国が認定。それ以外は「地方卸売市場」として都道府県が認定。

○規制の緩和、規制から認定要件への見直し

①から⑥以外の国による一律の規制等を行わず、販路拡大といった生産者ニーズも踏まえ、各市場の実態に応じて創意工夫を活かした取組等により、卸売市場を活性化。

①売買取引の方法の公表

公正・効率的な取引が行われるよう、せり売、入札、相対取引といった「売買取引の方法」を定め、公表。

②差別的取扱いの禁止

集荷面で全ての生産者が公平に扱われ、分荷面でも全ての仲卸業者・売買参加者が公平に扱われるよう、「差別的取扱い」を禁止。

③受託拒否の禁止

生産者にとって確実な出荷先を確保できるよう、中央卸売市場については、生産者から販売委託の申込みがあった場合に、正当な理由がある場合を除き、卸売業者による「受託拒否」を禁止。

④代金決済ルールの策定・公表

生産者が出荷した農産物の代金が早期かつ確実に回収されるよう、「代金決済ルール」を定め、これを公表。

⑤取引条件の公表

卸売市場における取引の透明性を高めるよう、「取引条件（委託手数料、各種奨励金、実務的ルール等）」を公表。

⑥取引結果の公表

卸売市場における取引の透明性を高めるよう、「取引結果（数量・価格、委託手数料・各種奨励金等）」を公表。

⑦その他の取引ルールの公表

その他の取引ルール（第三者販売の原則禁止、直荷引きの原則禁止、商物一致の原則等についてのルール）については、卸売市場の調整機能維持に十分配慮しつつ、卸売市場の活性化に資する視点に立ち、卸売市場ごとに、特定の事業者の優遇にならない等、①から⑥までの共通ルールに反しない範囲において、定めることが可能。

その際、卸売業者、仲卸業者等の関係者の意見を聴くなど公正な手続を踏むとともに、卸売市場における取引の透明性を高めるよう、当該「取引ルール」は公表。

#### <今後の対応>

■そのまま継続   □拡充して継続   □緩和して継続   □廃止

#### <課題の解消・予防の概況>

□おおむね想定どおり

□想定を下回るが、対応の変更は不要

□想定を下回り、対応の変更が必要

■想定を設定していないが、対応の変更は不要

□想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

#### <行政費用の概況>

■おおむね想定どおり

□想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要

□想定を設定していないが、対応の変更は不要

□想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

#### <規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

■おおむね想定どおり

□想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要

□想定を設定していないが、対応の変更は不要

□想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

## 2 事前評価時の予測との比較

### <効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
	事前評価時	—
	事後評価時	—

### <負担>

#### ■行政費用

		算出方法と数値
認定制への見直しに伴い農林水産大臣等が指導監督を行うことによる新たな費用	事前評価時	改正後においては、卸売市場に対し農林水産大臣又は都道府県知事が指導・検査監督を行うこととしているが、これまでも同様の指導・検査監督は行っており、規制緩和に伴い付随的に増加する行政費用はない。
	事後評価時	改正後においては、卸売市場に対し農林水産大臣又は都道府県知事が指導・検査監督を行うこととしているが、これまでも同様の指導・検査監督は行っており、規制緩和に伴い付随的に増加した行政費用はなかった。

#### ■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
第三者販売の原則禁止等の緩和による顕在化する負担	事前評価時	規制緩和に伴い、これまで法律で一律に規制してきた第三者販売の原則禁止等については、卸売市場の調整機能維持に十分配慮しつつ、卸売市場の活性化に資する視点に立ち、卸売市場の実態に合わせて、卸売市場ごとに定めることを可能としているため、副次的な負の影響は生じない。
	事後評価時	規制緩和に伴い、これまで法律で一律に規制してきた第三者販売の原則禁止等については、卸売市場の調整機能維持に十分配慮しつつ、卸売市場の活性化に資する視点に立ち、卸売市場の実態に合わせて、卸売市場ごとに定めることを可能としたため、副次的な負の影響は生じなかった。

#### ■その他の負担

—

### 3 考察

事前評価では、旧ガイドラインの簡素化様式で作成のため効果の設定はしていないが、効果の指標を1中央卸売市場当たりの取扱金額と設定した場合、平成28年度実績値695億円に対し令和5年度実績値648億円となっており、減少している。これは、生鮮食料品等の流通が多様化していることが要因と考えられる。

負担については、

- ① 改正前も卸売市場に対し農林水産大臣又は都道府県知事が指導・検査監督を行っていた
- ② 規制緩和に伴い、これまで法律で一律に規制してきた第三者販売の原則禁止等については、卸売市場の実態に合わせて、卸売市場ごとに定めることを可能としたため、副次的な負の影響は生じなかったことから、規制緩和に伴い増加した負担はなく、事前評価時の推定からかい離はないと考えられる。

流通が多様化している中で、生鮮食料品等の公正な取引の場として、共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たす卸売市場は、食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすことが期待されており、このような役割を果たす卸売市場を中央卸売市場及び地方卸売市場として認定する既述の規制内容を継続する必要がある。

なお、現在、平成30年改正卸売市場法の施行状況について、中央卸売市場・地方卸売市場の開設者を始め、卸売業者等市場関係者と意見交換会を実施しているところ。これにより今般の規制緩和の評価やそれに伴う新たな課題がないかといった総括を行っているところ。